

協議項目第 20 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて提出する。

平成 15 年 7 月 22 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

慣行の取扱いについて
1．町章、町の木、町の花等の象徴的事項については、新町において調整する。 2．町民憲章及び町の宣言については、新町において調整する。 3．表彰、名誉町民、慣行行事等については、4ヶ町村の実情を尊重し、新町において調整する。

平成 15 年 7 月 22 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	20 慣行の取扱い	関係項目
調整方針	1. 町章、町の木、町の花等の象徴的事項については、新町において調整する。 2. 町民憲章及び町の宣言については、新町において調整する。 3. 表彰、名誉町民、慣行行事等については、4ヶ町村の実情を尊重し、新町において調整する。	

区分	現 況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
町村章	 弓を引く強さと円満・平和躍進の象徴として「弓」を図案化したものです。 (昭和41年1月制定)	 生名村の「イキナ」を図案化し、円は村民の和を象徴したものです。 (昭和46年制定)	 岩城村の「岩」を古代文字に象形化したもので、天に向かって開かれた島を表す半円と三つの島を結ぶ線は、住民の円満な協調と将来に向かっての前進を表す。 (昭和7年12月20日制定)	 魚島村のうを意匠化した周りに円形にマを配したもので、円形の「しま」は村民の和と郷土愛を、うの鋭角は村の若さと飛躍発展を象徴している。 (昭和48年9月22日制定)	新町において調整する。
町村の花	「つつじ」 (昭和56年12月制定)	「つつじ」 (昭和60年10月制定)	「つつじ」 (昭和49年1月1日制定)	「すいせん」 (昭和59年4月1日制定)	新町において調整する。
町村の木	「松」 (昭和56年12月制定)	「松」 (昭和60年10月制定)	「松」 (昭和49年1月1日制定)	「うばめがし」 (昭和59年4月1日制定)	新町において調整する。
町村の鳥	—	—	—	「うぐいす」 (平成8年3月16日制定)	新町において調整する。
町村の魚	—	—	—	「さくら鯛」 (平成8年3月16日制定)	新町において調整する。
町村民憲章	—	—	わたしたちは、美しい積善山の緑と、瀬戸内の青い海に恵まれ、発展を続ける人情豊かな岩城の村民です。 この村を、みんなの力で、より豊かな住みよい郷土にするために村民憲章を定めます。 1 美しい自然を保護し スポーツに親しみ 明るく 健康な村をつくりましょう 1 伝統を受けつぎ 郷土の遺産を守り 文化を育てる村をつくりましょう 1 よく働き 地域産業を発展させ 住みよい村をつくりましょう 1 対話と協調をたいせつにし 心の通い合う村をつくりましょう 1 交通安全に心がけ ゆずり合いを実行し 人間尊重の村をつくりましょう (昭和58年1月1日制定)	わたくしたちは、美しい自然と豊かな海に恵まれ、歴史と伝統に輝く魚島村の村民であることに誇りをもち、生きがいのある村をつくるためにこの憲章を定めます。 1 自然を愛し、環境をととのえ、美しい村をつくります。 1 教養を高め、文化を育て、明るい村をつくります。 1 スポーツに親しみ、健康でたくましい村をつくります。 1 仕事に喜びをもち、生産をすすめる村をつくります。 1 きまりを守り、感謝の心で平和な村をつくります。 (昭和60年11月3日制定)	新町において調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	20 慣行の取扱い	関係項目
調整方針		

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
町村の宣言	「非核平和宣言」 (平成6年12月19日)	「スポーツ合宿村いきな」 (昭和63年3月24日) 「非核平和の村宣言」 (平成2年3月28日) 「人権尊重の村宣言」 (平成5年9月29日) 「シートベルト・ヘルメット着用の村宣言」 (平成7年3月24日)	「スポーツの村」 (昭和49年11月27日)	—	新町において調整する。
表彰	・弓削町表彰条例 ・弓削町表彰条例施行規則	・生名村表彰条例 ・生名村表彰条例施行規則	・岩城村名誉村民条例 ・岩城村表彰条例	・魚島村名誉村民条例 ・魚島村表彰条例	4ヶ町村の実情を尊重し、新町において調整する。
名誉町村民	—	—	【待遇及び特典】 (1) 村の公の式典への参加 (2) 死亡の際における相当の礼をもつてする弔意 (3) その他村長が必要と認める特典 【岩城村名誉村民】 ・稲本 早苗 (S45.11.29) ・黒瀬 喜代平 (S49.11.23) ・森 惇一郎 (S57.10. 8) ・稲本 (H 4.12.18)	【待遇及び特典】 (1) 村の公の式典への参加 (2) 死亡の際における相当の礼をもつてする弔意 (3) その他村長が必要と認める特典 【魚島村名誉村民】 ・佐伯 増夫 (H 7. 3.16)	4ヶ町村の実情を尊重し、新町において調整する。
慣行行事等	・弓削島四国・佐島島四国 ・町民運動会 ・町内一斉清掃 ・ふるさと夜市 ・ゆげシーサイドフェスティバル ・ふるさとソフトボール大会 ・弓削島荘園まつり ・秋祭 ・ふるさとのつどい ・町展・芸能発表会 ・海のシンポジウム ・弓削町駅伝大会	・生名八幡神社秋祭 ・トンド祭 ・亥の子さん ・盆踊り ・村民運動会 ・生名島一周駅伝競走大会 ・生名島一周マラソン大会 ・文化祭 ・花と音楽の会 ・寿カラオケ大会 ・敬老の日記念行事	・岩城島駅伝大会 ・いわぎ桜まつり ・お大師さん ・村民運動会 ・全村一斉清掃 ・納涼船「青いレモンの島号」運航 ・村民野球大会 ・盆おどり大会 ・敬老の日記念式典 ・村民球技大会 ・岩城八幡神社秋祭 ・村民文化展 ・いわぎ産業まつり	・とんど ・お大師参り ・全村一斉清掃 ・てんてこ ・盆踊り ・村民運動会 ・秋祭り ・文化展 ・亥の子 ・サンタ行事	4ヶ町村の実情を尊重し、新町において調整する。
町村交流	「友愛の水」の水源、広島県河内町福富町と交流 弓削の町名関係による岡山県久米南町との交流	—	同名の市町村交流として福島県いわき市、秋田県岩城町、青森県岩木町との交流	—	4ヶ町村の実情を尊重し、新町において調整する。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	20 慣行の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

先 進 事 例	
篠山市 ＜H11.4.1合併＞ 〔兵庫県 多紀郡 篠山市、西紀町、丹南町、今田町〕 (1) 市章、市民憲章、市木、市花及び市歌については、新市において新たに定めるものとする。 (2) 宣言及び表彰については、新市において調整するものとする。 (3) 各町類似の事業等については、原則として新市において調整するものとする。 (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。 西東京市 ＜H13.1.21合併＞ 〔東京都 田無市、保谷市〕 市章は、新市において、調整する。 市の木、花、鳥は、新市において、調整する。 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。 さいたま市 ＜H13.5.1合併＞ 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 (1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。 ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。 (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。 (3) 都市間交流については、新市において継続する。 (4) 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。 あさぎり町 ＜H15.4.1合併＞ 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 町章、町民憲章、町花、町木、町鳥、町歌及びキャッチフレーズについては、新町において新たに定めるものとする。 宣言及び表彰については、新町において調整する。ただし、名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。 高吾北地区合併協議会 ＜H16.3.31合併予定＞ 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 1 市（町）章及び新しいまちの花・木・鳥等は新しいまちにおいて定める。 2 宣言及び名誉町村民制度、表彰制度については、新しいまちにおいて制定する。ただし、現在の名誉町村民については新しいまちに引き継ぐものとする。 3 各種行事等については、新しいまちに引き継ぎ、合併後調整する。ただし、各町村の文化・地域性等に根ざした行事については、合併後早急に行政としての位置づけを明確にしたうえで、調整を行うものとする。	東宇和・三瓶町合併協議会 ＜西予市；H16.3.31までに合併予定＞ 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕 1 市章については、合併後公募により制定する。 2 市民憲章・市の花・木・鳥等については、合併後制定する。 3 まちづくりのシンボルマークについては、合併後新たに策定するものとし、現存のものは使用を含めて検討する。まちづくりキャッチフレーズ等については、総合計画の策定と併せて新たに制定する。 4 宣言については、合併後新たに制定する。 5 市の歌については、合併後必要に応じて制作する。旧町の歌はそのまま存続するものとする。 6 名誉市民制度については、合併時に制定する。ただし、名誉町民については、すでに各町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、待遇及び特典等については、合併時に調整する。 7 表彰については、合併後速やかに制度化を図る。 8 慣行行事・イベントについては、原則として現行のとおりとするが、合併後調整する。 重信町川内町合併協議会 ＜H16.3.31までに合併予定＞ 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕 (1) 市章、市民憲章、市木、市花、市歌については、新市において新たに定める。 (2) 表彰規定については、新市において新たに定める。 宇摩合併協議会 ＜四国中央市；H16.4.1合併予定＞ 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 ・市町村章の取扱い 市章については、新市名の決定後、新市発足までに選定し、新市において告示する。 ・市の花、木、鳥の取扱い 市の花、木、鳥については、新市において新たに定める。 ・市民憲章の取扱い 市民憲章については、新市において新たに定める。 ・都市宣言の取扱い 非核平和都市宣言、交通安全都市宣言、人権尊重都市宣言については、新市において宣言文を統一し都市宣言を行う。 その他の都市宣言については、新市において調整する。 ・祭り等 祭り等のついては、新市において地域性を尊重しながら、統一できるものについては逐次調整する。 ・友好都市の取扱い 川之江市において宣城市と交わしている友好都市協定については、新市においてもこれを継承する。 伊方町・瀬戸町合併協議会 ＜H16.10.1までに合併予定＞ 〔愛媛県 西宇和郡 伊方町、瀬戸町〕 町章、花、木、憲章等については、合併後、新町において検討委員会を設置し検討する。 名誉町民等、2町の発展に卓越した功績者にあつては、新町においても長く伝承していくこととするが、名誉町民顕彰制度等については新町において検討する。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	2 0 慣行の取扱い	関 係 項 目
調 整 方 針	資 料	

先 進 事 例	留 意 事 項
内子町・五十崎町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町〕 - 町章については、合併までに公募により制定するものとする。 - 町民憲章・町の花・木等については、合併後制定するものとする。 - まちづくりキャッチフレーズ等については、総合計画の策定と併せて新たに制定するものとする。 - 町の歌については、合併後必要に応じて制作するものとする。旧町の歌は、そのまま存続するものとする。 - 宣言については、合併後新たに制定するものとする。 - 名誉町民制度については、すでに両町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、新町の名誉町民として引き継ぐものとし、待遇及び特典等については、合併時に調整するものとする。 - 表彰については、合併時に調整するものとする。 - 慣行行事・イベント等については、原則として現行のとおりとするが、合併後調整するものとする。 南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 新町において調整する。ただし、名誉町民等については、すでに各町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、合併時に調整する。 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 <H16.11.1合併予定> 〔愛媛県 西条市、東予市、周桑郡 丹原町、小松町〕 - 市章においては、合併後新たに定める。 - 市民憲章については、合併後新たに定める。 - 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める。 - 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。 - 都市宣言等については、合併後調整する。 今治市及び越智郡11か町村合併協議会 <今治市；H17.1.16合併予定> 〔愛媛県 今治市、越智郡 朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村〕 - 市町村章、市町村旗の取扱い 新市発足までに新たに定める。 - 市町村民憲章の取扱い 新市において新たに定める。 - 市の花・木等の取扱い 新市において新たに定める。 - 各種宣言の取扱い 新市において新たに宣言する。 - 市町村の行事 各市町村の行事については、新市の一体性の確保と、地域の実情を尊重しながら調整に努める。 市町村の類似する行事については、新市において調整する。 市町村独自の行事については、現行のまま新市に引き継ぐ。但し、イベントの内容によっては統合も検討するとともに、住民や地域が主体となった企画運営ができるよう調整に努める。	市町村章 新市町村のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村章が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられる。 市町村の花、木、鳥、歌等 新市町村のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村の花、木、鳥、歌等が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられる。 市町村の憲章、宣言 新市町村の基本姿勢となるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村の憲章、宣言が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを残すことも考えられる。 市町村の行事 地域の伝統文化との結びつきが強い場合があり、その地域でしっかりと受け継いでいくべきものである。一方、新市町村の一体性の確保という観点から、統一できるものはできるだけ早く統一することが適当である。 《総務省「合併協議会の運営の手引」より》